

2020年8月25日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
丸紅新電力株式会社

## 電気需給約款（低圧）変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2020年9月1日より、電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）の記載を以下の変更概要記載のとおり、一部変更致します。変更の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、別紙記載の修正箇所以外の本約款の規定は従前どおりとし、お客さまの電気料金その他の契約内容についての変更はございません。

### 【変更概要】

- ・ 2020年4月1日より法的分離が実施され、電気事業法上、一般送配電事業者が発電及び小売電気事業を営むことができないという兼業規制が課されたことにより、既に会社分割をしていた東京電力パワーグリッド株式会社を除く一般送配電事業者が会社分割により分社化したことにあわせて、一般送配電事業者の社名の記載方法を変更いたします。
- ・ 北海道エリアの燃料費調整における平均燃料価格の算定式の記載方法を変更致します。  
北海道エリア、東北エリア、東京エリア、中部エリア、九州エリアの従量電灯Cの適用範囲及び関西エリア、中国エリア、四国エリアの低圧電力の適用範囲の記載に一部誤記がありましたので、訂正いたします。

以上

1. 効力発生時期

2020年9月1日

2. 変更内容（下線部が変更、追記部分となります。）

附則第1項

**（変更前）**

本約款は、2019年11月19日から実施します。

**（変更後）**

本約款は、2020年9月1日から実施します。

電気受給約款 第1条 適用

**（変更前）**

1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社所定の方法による申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者である四国電力株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

**（変更後）**

1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社所定の方法による申込書（以下「本申込書」といいます。）を提出していただいた低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、一般送配電事業者である四国電力送配電株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

別紙3 「6.プランS 低圧電力、レバンガプランS 低圧電力、シンフォニープランS 低圧電力、マリノスプランS 低圧電力」

「(1) 適用範囲」

**（訂正前）**

- (b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供

給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

**（訂正後）**

- (b) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなし、以下(a)において同様とします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

以上